

### 小売業の業態分類表

区 分	セ方 ル フ 式	取 扱 商 品	売 場 面 積	営業時間	備 考
1. 百貨店					「1. 百貨店」及び「2. 総合スーパー」は、産業分類「551 百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。「551 百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる各種商品を小売りし、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	×		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 その他の百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
2. 総合スーパー					
1 大型総合スーパー			3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
2 中型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
3. 専門スーパー					250㎡以上
1 衣料品スーパー	×	衣が70%以上			
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター	住関連スーパーのうち59E+602が0%を超え70%未満				
4. コンビニエンスストア		飲食料品を扱っていること	30㎡以上 250㎡未満	14時間以上	産業分類「57D コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5. ドラッグストア		産業分類「601」に格付けされた事業所であって60Gを扱っていること			
6. その他スーパー					「2.」「3.」「4.」「5.」以外のセルフ店
うち各種商品取扱店					
7. 専門店					「7.」に該当する小売店を除く。
1 衣料品専門店	×	561,562,563,564,569 のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572,573,574,575,576,577,57C,57A,57B のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		58A,58D,58B,58C,582,591,592,599,601,602,603,604,605,606,607,60P,60D,60E,60F のいずれかが90%以上			
8. 中心店					「7.」に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9. その他の小売店					「1.」「7.」「8.」以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店	×				

注1:「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

注2:取扱商品欄の3桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(56)、食(57)、住(58~60)に分類して集計したものをいう。

注3:「各種商品取扱店」とは、「559 その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。